

「グレーゾーン」でやって来たー特定技能の取得を求めて
Came to Japan in “Gray Area”:
Seeking for Obtain the Specified Skilled Worker Status

合地 幸子 (東洋大学)
GOCHI Sachiko (Toyo University)

2019年4月に在留資格「特定技能」が創設されて以降、特定技能（1号）の取得者は173,089人となり、その内インドネシアは25,337人でベトナムに次ぐ第2位である（出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」令和5年6月末現在）。特定技能は、技能実習（2号や3号）からの移行または技能実習を経ず日本語能力試験および技能評価試験に合格することで取得できる。2つの在留資格の狭間で、日本へ向かうインドネシア人移住労働者らは、なぜ技能実習、技能実習の延長、帰還、技能実習から特定技能への移行、特定技能からのスタートなどを選択するのか。

本報告は、インドネシア人移住労働者にとり、特定技能とはどのような意味をもっているのかを検討することを目的としている。その際、キャリアアップとしての特定技能からこぼれ落ちる人びとに注目する。自分に合わない仕事や慣れない環境に見切りをつけて帰還したものの、もう一度日本で働きたいと考える人びとは少なくない。

この問いを明らかにするために概観するのは、帰還した元技能実習生が特定技能への移行を求めて再来日し、様々なアクターに翻弄されながら不法に労働に従事させられ、結果的に特定技能の在留資格を得られず帰国した事例である。本事例からは、不法就労者でも雇用したい慢性的な人手不足産業の雇用主およびそれに付け入る斡旋業者、不法就労者を再生産する元技能実習生、見て見ぬふりをせざるを得ない日本社会、日本市場に期待をかけるインドネシアが浮き彫りになる。

一方、帰還者が思い浮かべる「もう一度日本で働く」ことは、①新たな経験、であり、②少ない資本で、③思い立ったらすぐに出発でき、④安全面より、より報酬の良、⑤自由な環境、である。

以上を通して、本報告では、帰還移民がもう一度日本で働くことを実現するために、他地域や異業種へ移る一つの方法として特定技能を位置づけていることを明らかにし、そのためにはリスクを伴う「グレーゾーン」ですら選択し得ることを指摘する。